

島根県警察の損害賠償事務の取扱いに関する訓令

(昭和43年7月6日島根県警察訓令第11号)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 損害賠償審査委員会(第3条 - 第6条)

第3章 県の損害賠償等に関する事務の取扱い(第7条 - 第21条)

第4章 出納職員等の損害賠償に関する事務の取扱い(第22条 - 第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察車両(島根県警察が警察目的のために使用する国有若しくは県有の、又は借り上げた道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する道路運送車両をいう。以下同じ。)の運行によって生じた交通事故に係る損害賠償事務及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項に規定する出納職員等の損害賠償に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事務主管課)

第2条 この訓令に定める事務は、特に定めるものを除き、警務部監察課において所掌するものとする。

第2章 損害賠償審査委員会

(委員会)

第3条 県の損害賠償及び職員に対する求償並びに出納職員等の損害賠償について必要な事項を審査するため、島根県警察本部に損害賠償審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員6人をもって組織する。

2 委員長は本部長とし、委員は警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び監察課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、警務部長たる委員がこれを代理する。

(定数および議決)

第5条 委員会は、委員長及び委員4人以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の全員一致をもって決する。

(委員会の書記)

第6条 委員会に書記を置く。

2 書記は、警務部監察課次長をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて委員会の庶務に従事する。

第3章 県の損害賠償等に関する事務の取扱い

(事故の報告等)

第7条 所属長は、部下職員が事故(警察車両の運行によって生じた交通事故のうち、国

家賠償法（昭和22年法律第125号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）、民法（明治29年法律第89号）等の規定によって県の行う損害賠償及び職員に対する求償を伴うものをいう。以下本章において同じ。）を起こしたときは、事故発生報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる資料を添え、速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 事故責任者（事故の直接の当事者となった職員をいう。以下同じ。）の申述書又はこれにかわるべき書面
- (2) 関係者の申述書又は答申書
- (3) 交通事故現場図面等
- (4) 監督者の事実調査書
- (5) 治療費、修繕費その他支出を要する費用の疎明資料
- (6) その他必要と認める資料

2 本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、その概要を速やかに知事に報告するものとする。

（委員会付議）

第8条 本部長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、これを委員会に付議し、次の各号に掲げる事項について審査させるものとする。

- (1) 県の損害賠償責任の有無
- (2) 事故責任者の故意又は過失の程度
- (3) 過失相殺及び損益相殺の程度
- (4) 損害賠償の額
- (5) 事故責任者に対する求償の要否
- (6) 求償の額
- (7) その他必要と認める事項

（委員会の審査）

第9条 前条の規定に基づく委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、必要があると認めるときは、事故責任者、関係者、学識経験者等の出席を求め、その陳述又は意見を聞くことができる。

（賠償額の算定基準）

第10条 委員会は、損害賠償の額を算定するに当たっては、県の「損害賠償額の算定基準に関する要綱」によるほか、物損については次の各号に掲げるところによる。

- (1) 滅失した物件については、その物件の滅失前の交換価格とする。
- (2) き損した物件については、その物件の原状回復に要する費用の実費とする。ただし、原状回復が困難な場合又は原状回復に要する費用がその物件のき損前の交換価格を超える場合は、き損前の交換価格とする。
- (3) 原状回復までの間、目的物を利用し得ない場合において実損害があるときは、その損失の実費とする。

（求償の基準）

第11条 委員会は、求償について審査するに当たっては、次の各号に掲げる事項を十分検討するものとする。

- (1) 事故責任者の故意又は過失の程度

- (2) 県に与えた損害の程度
- (3) 事故責任者の負担能力
- (4) 事故責任者の平素の勤務態度その他情状に関する事項

(審査結果の報告)

第12条 委員会は、審査を終わったときは、審査結果報告書(様式第2号)に損害認定調査書(様式第3号)を添え、本部長に報告しなければならない。

(県審査会の付議)

第13条 本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、事故報告書に損害認定調査書を添え県総務部長に送付し、県の損害賠償審査会(以下「県審査会」という。)に付議することを求めるものとする。ただし、委員会がその事故が県の賠償責任を生じないものであることを認定したものについては、事故報告書により、持ち回りで県審査会の承認を受けるものとする。

(賠償予定額等の内示)

第14条 本部長は、県審査会が県に賠償責任があること及び賠償予定額等について決定したときは、当該賠償予定額その他必要な事項を当該事故の事故責任者の所属長(以下「当該所属長」という。)に通知し、損害賠償の相手方と損害賠償について協議させるものとする。

第15条 当該所属長は、前条の規定による協議を行い、その結果を速やかに本部長に報告するものとする。この場合において必要があるときは、協議の経過を適宜本部長に報告し、その指示を受けるものとする。

(賠償額の決定等)

第16条 本部長は、前条の協議が成立したときは、その状況を県審査会に通知するとともに、損害賠償の額の決定、法第96条第1項第12号又は第13号の規定に基づく県議会の議決を求めると及び賠償金に係る予算措置について知事の決裁を受けるものとする。

2 本部長は、前項の決裁を受けたときは、当該所属長に対し損害賠償の額その他必要な事項を賠償額等決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(示談の締結)

第17条 当該所属長は、前条の規定により通知を受けた損害賠償の額をもって相手方と示談を締結するものとする。

(賠償金の支払)

第18条 本部長は、損害賠償について県議会の議決(法第179条又は第180条の規定による専決処分があったときを含む。)があったときは、速やかに賠償金の支払いができるよう所定の手続を行うものとする。

(求償)

第19条 本部長は、県審査会が事故責任者に対し求償すること及びその額等を決定したときは、求償権の行使について知事の決裁を受けた上、その内容を賠償額等決定通知書により、当該所属長に通知するものとする。

2 当該所属長は、前項の通知の内容を事故責任者に通知するものとする。

第20条 本部長は、前条第1項の規定による知事の決裁があったときは、所定の手続を経て事故責任者に対し納入通知書を発するものとする。

2 事故責任者は、前項の納入通知書に従い求償金を納付しなければならない。

(損害賠償の請求)

第21条 交通事故に関し、県が民法等の規定により、加害者等賠償責任を有する者に対し、損害賠償の請求をする場合において必要があるときは、本章の規定を準用して処理するものとする。

第4章 出納職員等の損害賠償に関する事務の取扱い

(事故の報告)

第22条 所属長は、部下職員のうち法第243条の2第1項に規定する職員(以下本章において「職員」という。)が、同条同項に規定する行為をし、これにより県に損害を生じたと認めるときは、事故報告書に必要と認める資料を添え、速やかに本部長に報告するものとする。ただし、第7条の規定により報告したものについては、これを要しない。

(県審査会の付議)

第23条 本部長は、前条の規定による報告(第7条の規定による報告を含む。)を受けたときは、これを委員会に付議し、監査委員に監査の請求を行うかどうかについて審査させた上、事故報告書を県総務部長に送付し、県審査会に付議することを求めるものとする。

(監査の請求)

第24条 本部長は、県審査会が監査委員に監査の請求を行う旨の決定をしたときは、知事の決裁を受けた上監査委員に対し、その事実の審査並びに賠償責任の有無及び損害賠償の額の決定を求めるものとする。

(監査結果に基づく処理)

第25条 本部長は、監査委員が職員に賠償責任があると認定し、損害賠償の額を決定したときは、その内容を県審査会に通知するとともに、知事の決裁を受けた上当該職員に損害賠償を命ずるものとする。

(免責の申立ての取扱い)

第26条 所属長は、前条の職員から法第243条の2第4項の規定による免責の証明の申立てがあったときは、これに意見を付し、速やかに本部長に報告するものとする。

(県審査会への付議)

第27条 本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを委員会に付議し、免責の証明を相当と認めるかどうか及び賠償責任を免除するかどうかについて審査させた上、意見を付して県総務部長に送付し、県審査会に付議することを求めるものとする。

(賠償責任の免除)

第28条 本部長は、県審査会が免責の証明を相当と認める旨の決定をしたときは、知事の決裁を受けて、賠償責任を免除することについて監査委員の意見を求めるとともに、県議会の同意を得るため所定の手続をとるものとする。

2 本部長は、前項の県議会の同意があったときは、知事の決裁を受けて当該職員の賠償責任の全部又は一部を免除するものとする。

3 第25条の規定は、前項の規定により、賠償責任の一部を免除する場合について準用する。

附 則

この訓令は、昭和43年7月6日から施行する。

附 則（昭和43年12月1日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年5月30日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月21日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年5月12日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成7年4月5日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式第1号から様式第4号まで 〔略〕